

令和 4 年 9 月 27 日

第 6 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

9月27日（最終日）

- 日程第1 認定議案第1号 令和3年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第2 認定議案第2号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第3 認定議案第3号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第4 認定議案第4号 令和3年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第5号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第6 認定議案第6号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第7 認定議案第7号 令和3年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第8 議案第42号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第43号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第45号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第46号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第47号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第48号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第49号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第50号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第51号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第52号 工事請負契約の締結について（内海観光センター解体工事）

- 日程第19 議案第53号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第21 請願第4号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める請願
- 日程第22 発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 日程第23 発議第3号 公共施設のあり方に係る特別委員会の設置について
- 日程第24 閉会中の継続審査（調査）について

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充

欠席議員（なし）

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	中	川	昌	一									
総	務	部	長	高	田	順	平	総	務	課	長	坂	口	増	和						
防	災	危	機	管	理	室	長	石	黒	俊	光	税	務	課	長	内	田	純	慈		
企	画	財	政	課	長	滝	本	功	ま	ち	づ	く	り	推	進	室	長	山	本	剛	資
建	設	経	済	部	長	滝	本	恭	史	建	設	課	長	山	本	剛					
産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康	水	道	課	長	坂	本	有	二				

厚生部長	大岩幹治	住民福祉課長 兼保険年金室長	山下忠仁
健康介護課長	田中直之	健康子育て室長	相川和英
環境課長	富田和彦	教 育 長	高橋 篤
教育部長	鈴木淳二	学校教育課長	鈴木和芳
社会教育課長	森 崇史	学 校 給 食 センター所長	宮地利佳
会計管理者 兼会計課長	山本有里		

## 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美保

[ 開議 9時30分 ]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

さて、秋分も過ぎ、暑さも少しずつ和らいできましたが、秋ばてに負けないよう、体調管理には当事者、皆様大変御迷惑をおかけしました。私の二の舞にならぬよう十分御留意ください。

それでは、去る9月9日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

---

日程第1 認定議案第1号 令和3年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、認定議案第1号 令和3年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る14日、5人の委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について。

質疑としまして、適応指導教室の利用者数と職員の配置はどうなっていたか。答弁としまして、中学生4人が利用し、教育指導員、教育相談員、スクールソーシャルワーカーの計3人で対応しました。

次の質疑としまして、学校支援者補償保険の対象となる部活動のうち、外部指導者は何人だったのか。答弁としまして、小学校が1人、中学校が7人です。

次に、社会教育課関係について。

質疑としまして、文化財保存活用地域計画策定協議会の委員は何人の構成で、会議は何回開催されたか。答弁としまして、15人で、8月と1月に開催しました。

次の質疑としまして、スポーツ推進委員会では、小・中学校部活動の地域移行についてどの程度話し合われているか。答弁としまして、地域の方への協力依頼など、定期的に議題としました。

次に、学校給食センター関係について。

質疑としまして、光熱水費が増えた理由は何か。答弁としまして、令和3年9月から新学校給食センターが稼働したことに伴い、旧給食センターの厨房関係の部屋になかった空調設備及び消毒保管庫等を設置したことにより、使用電力量が増加したためです。

次の質疑としまして、新学校給食センター建設工事発注者支援事業はどこに委託したのか。答弁としまして、愛知県住宅供給公社です。

次に、保険年金室関係について。

質疑としまして、国民年金の届出件数でどのような届出が減少したのか。答弁としまして、資格取得届が272件、免除申請が382件減少しました。

次に、健康介護課関係について。

質疑としまして、シルバー人材センター運営費補助金に人件費は含まれているか。答弁としまして、運営費及び人件費に対する補助金です。

次の質疑としまして、高齢者見守り事業の訪問記録はどこが管理しているのか。答弁としまして、各担当者が作成後、健康介護課が取りまとめて管理しています。

次に、健康子育て室関係について。

質疑としまして、知多厚生病院運営費補助金はどのように決定され、美浜町との負担割合はどうなっているのか。答弁としまして、特別交付税が措置される補助金で、病院にある救急病棟10床に対し、特別交付税の規定に基づいて計算され、美浜町と2分の1ずつ支出しています。

次の質疑としまして、知多地域第二次救急医療対策費負担金はどこに支払い、どのように計算されたのか。答弁としまして、知多5市5町により構成された事業の幹事市に対して支払います。計算方法は、区域内全体事業費を全住民数で案分したもので、南知

多町の負担割合は2.7%でした。

次に、環境課関係について。

質疑としまして、エコステーションの回収実績をどう評価するか。答弁としまして、町内2か所において、順調に回収量が増えています。

次の質疑としまして、河川の水質調査の中で、特に大腸菌群数の1回目と2回目の数値変動が大きいですが、どのように考えているか。答弁としまして、1回目と2回目の調査時期の関係もあるため、数値の変動は妥当なものと考えています。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

山本総務建設委員長。

#### ○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る20日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

会計課関係について。

質疑としまして、昨年度と同様に定期預金を開設しなかった理由は何か。答弁としまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る資金繰りを考慮したためです。

次に、総務課関係について。

質疑としまして、マイクロバス運行委託の内訳はどうだったか。答弁としまして、町内への運行が6回、町外への運行が34回でした。

次の質疑としまして、インターネット利用料の内訳はどうなっているか。答弁としまして、行政情報システム、住民情報システム及びケーブルテレビインターネット利用料です。

次に、防災危機管理室関係について。

質疑としまして、カーブミラーの新設場所はどこか。答弁としまして、内海、山海、豊浜、片名の各地区に1基です。

次に、まちづくり推進室関係について。

質疑としまして、空き家バンク制度の現状と推進方針は何か。答弁としまして、空き家の登録件数が少なく、需要に対する供給が不足しています。今後は持ち主に対し、空き家の活用を促す効果的な利用促進策を検討していきます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

内田議員。

#### ○6番（内田 保君）

それでは、認定議案第1号 令和3年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論いたします。

まず、この一般会計では、コロナ対策などで積極的な財政支出があったことは認めるものであります。しかし、次の5点の理由から認められることはできません。

まず第1に、例年言っていることですが、リニア中央新幹線の促進期成同盟会への無駄な3,000円の支出は問題があります。

南知多町は、リニア中央新幹線建設同盟会に3,000円出しておりますが、リニア工事は基本はJRの計画です。未解決な問題は後回しにして、巨額な国費、県負担金を生んでいる強引な計画であります。民間の事業なのに、既に公的資金は3兆円投入されております。総額9兆円以上かかるのではないかとされている巨大な事業です。採算は赤字とも報道されております。山田佳臣JR東海前社長も、「リニアは単体では絶対にペイしない」と2013年9月の記者会見で述べました。

日本共産党は、2016年の参議院の質疑の中で、採決に先立つ山添議員の質問の中で、リニアによる増収額は2,720億円になっている、維持運営費は4,290億円とするJR東海

の資料を示して、「リニアは減益になる。償還確実性はあると言えるのか」と質問しました。石井国土交通相は、「リニアと東海道新幹線は切り分けられない。リニア単独の収支について答えることは困難」と逃げました。リニアの採算性がないことを認めております。

国土交通省の事業の見通しは、人口減少を全く見込んでおりません。東海道新幹線の利用者が大量にリニアに乗り換えたことを想定していますが、乗客は便利な東海道新幹線をやめてリニアを選ぶでしょうか。仮に大規模な乗換えが起こったとして、その分、東海道新幹線の利用が減りますから、タコが自分の足を食べるのと同じです。

一方、リニアは建設費だけで少なくとも9兆円、新幹線の3倍の電力を消費するなど維持費も高い、採算が合うはずがないのではないのでしょうか。そこに公的資金を投入すれば、結局、国民にツケが回される。

不要な不急のその安全面についても、環境面でも問題であります。

既に静岡県の大井川の水枯れ問題でも問題にしております。そしてドイツでは、リニア計画については経済性、技術的な信頼性、環境性についても計画の撤退をしております。まさにこの原子力発電や沖縄辺野古基地の軟弱地盤への強硬投入、これと同じような無駄な税金の使い方につながる支出は認められません。

第2に、自殺者を呼び込むような知多地方税滞納整理機構の負担金50万円が支出されております。

これは、毎年私は指摘させていただいておりますが、昨年の例を示しますと、知多市において市税、国民健康保険税の滞納により、知多地方税滞納整理機構に送られた方が、給与の差押えもされ、自死するという痛ましい事件が起こっております。この方は、税の滞納のほかにも、病気により仕事ができなくなり、収入が減ってきたことにより、医療費や会社から、同僚からの借入金など多額の借金がありました。年老いた母親との2人暮らしで、最後には食料も底をつき、水だけで1日をしのぐ日を送っていたということだそうです。こういった実態をつかんでいたのかが問われます。知っていた上での差押えであれば、言語道断であります。

市民・町民の暮らしを守るのが地方公共団体の本来の役割であります。滞納については、どうしたら税金が払えるのか、共に考える納税相談を行うことが行政の仕事であります。知多地方税滞納整理機構はあくまでも任意の団体であり、差押え・取立てに特化した事務は、町民だけでなく、派遣された職員を苦しめるものにもほかなりません。愛

知県は既に撤退しております。徴収に関わるスキルが高まっているからと私も質問しましたが、そのようなことを言うておりました。

町民に寄り添った納税政策は、滞納整理機構に頼らず、職員の皆さんは大変であります。最後まで南知多町の窓口で目と目を合わせて分納などによる納税事務を行うことこそ本来のあり方ではないでしょうか。滞納整理機構は解散すべきです。この機構への50万円支出は認められません。

第3ですが、会計年度任用職員と正規職員のボーナスへの差別扱いも解消されておられません。同一労働同一賃金の実現性のない南知多町の会計年度任用のあり方は問題です。同一労働同一賃金は、この会計年度任用職員導入の基本原則です。正規職員には期末・勤勉手当が支給されているのに、なぜ会計年度任用職員が僅かな期末手当だけなのでしょう。

学校用務員を例に取りますと、正規の方と会計年度任用職員では、15分のカットがあるだけでほとんどの仕事の内容は変わりません。明らかな差別であり、使い捨て労働を南知多町も手を貸していると言われても仕方ありません。

本来、地方自治法上の正規職員の採用をすべきであり、少なくとも賃金差別につながる期末・勤勉手当支給をする努力をすべきです。人に優しくない同一労働同一賃金に反するこの人事決算は認められません。

第4に、既に島民の方々は、93%から94%の利用率が大人の乗船割引券で16枚発行されております。しかし、16枚しかないのにほとんど使い切られているという島民へのサービスの姿勢は問題ではないでしょうか。病院、介護、買物等の必要な島民の足です。大人の利用率は、依然として高い割合が続いております。県からの補助ができないならば、16枚よりも、もう一枚だけでも南知多町からの工夫はできなかったのか、疑問に思います。島民への1枚のサービスがなかった決算も認められません。

最後に第5、国から押しつけられたマイナンバーカードの導入に対する決算は問題であります。

マイナンバーカードを利用できるシステムの導入に向けて、国から多額のお金に来て、システム変更をやらざるを得ない決算となっております。特に、マイナンバーカードを保険証の代わりにする方針が原則義務化し、保険証を廃止するということを目指しております、国は。この町民に負担を強いるマイナンバーカードを強引に導入する決算は、町民の利便性のマイナスや情報流出のおそれから問題です。

マイナンバーカードの保険証は問題です。今の保険証の場合、市町村の役場に取りに行くことはありません。社会保険証でも、紛失や社名が変わっただけならば更新の必要もなく、会社で保険証が受け取れます。国民健康保険は、自治体のほとんどは郵送で受け取れます。しかし、マイナンバーカードで診察するためには、5年に1回は役所に足を運ばなければなりません。内蔵する電子証明の交換期限が5年だからです。10年ごとに訪れるカード自体の更新はさらに面倒です。地方公共団体情報システム機構によると、カード更新には役所からの申請を受け付けてから発送までに10日はかかるといいます。役所を経て本人の手に渡るのに何日かかるのか。

更新の際にも、マイナンバーは保険証により、また様々な形での手間も時間もかかってくるのです。保険証は毎月1回窓口に出せば月内は提示しないのが一般的です。普通はそうですね。他方、マイナンバーカードは、受診のために並んで読み取り機にかざす必要があります。マイナンバーに内蔵する電子証明書により資格確認をするわけです。その際に、顔認証か暗証番号の入力が必要となります。つまり、マイナンバーカードの保険証扱いは、電子証明書手続で5年ごとに役所に行かなければならない。保険証では更新ごとに郵送で送られてきます。便利です。

また2つ目に、受診のたびに読み取り機の前で毎回並ばなければなりません。

また3番目に、10年の電子証明が切れたらしばらくの間は使えない、どうするんでしょうか。基本的にマイナンバーカードを保険証で使おうとしたら、各医療機関でその機械が設置されていなければ使えません。最も危険なのは、個人の預貯金や様々なデータの流出のおそれです。こんな面倒で危険なマイナンバーカード導入にお金を使った令和3年度の決算は認められません。

以上をもって、反対理由をもって、一般会計の決算認定議案に反対いたします。以上です。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成の討論に入ります。

石黒充明議員から、賛成討論の通告があります。

討論の発言を許します。

12番、石黒充明議員。

#### ○12番（石黒充明君）

議長のお許しをいただきましたので、認定議案第1号 令和3年度南知多町一般会計

歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

新型コロナウイルス感染の波が人々の生活に暗い影を落とす中、ウクライナ危機に端を発する原油価格の高騰、飼料価格の高騰、物価の高騰が追い打ちをかけるように国民の生活を直撃し、人々の暮らしを不安に陥れています。

こうした状況において、令和3年度からスタートした第7次総合計画では、計画を具体化するアクションプランを住民が評価し、住民の意見を取り入れることを実行してくれております。基本理念である「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」を確実に一歩ずつ形にしてくれていると評価しております。

地方財政状況においても、厳しい状況が続く中、ふるさと納税の寄附額を対前年度比で増やすことができたことは、町内産業の活性化にも寄与しているという観点からも、経済の回復に期待できるものと考えます。

財政調整基金残高については、10億円台に復活し、財政健全化に向け、少しずつではありますが前進していること、並びに公共施設等整備基金残高についても約4億3,000万円となっており、今後の公共施設の更新への準備をしっかりと行っていると見ることができます。

また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も活用して、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の取組や影響を受けている地域経済を支援するため、多くのコロナ対策事業を実施するとともに、ワクチン接種においても、国からの要請に迅速に対応し、接種体制の確保、接種率の向上に努めてくれました。こうした住民の生活と健康をコロナの猛威から守るべく努力してくれたことは、高く評価できるものと考えます。

なお、本件については常任委員会に付託され、片山文教厚生常任委員会委員長、山本総務建設常任委員会委員長より、本件について慎重に審査した結果、全て認定でありますという報告があり、私もその報告を尊重し、本決算認定に賛成するものであります。

最後に、同僚議員の御賛同を心よりお願いして賛成討論といたします。どうぞよろしく申し上げます。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は認定であります。本件は各委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第2 認定議案第2号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第2、認定議案第2号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（片山陽市君）**

ただいま上程されました認定議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に  
ついて、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険税の不納欠損の人数と理由は何か。答弁としまして、生活保護  
2人、死亡2人、無財産3人、行方不明31人、生活困窮14人です。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

それでは、認定議案第2号 令和3年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の反対の立場から討論いたします。

南知多町の国民健康保険税は、愛知県一高い保険税として、町民から何とかならないのかと、そういう声が多く聞かれます。令和3年度、1人当たり県平均の保険税は10万145円に対し、南知多町は13万9,730円です。約3万円も高く、ずうっとこの県一がこの3年間以上続いております。そして、増え続けております。

国保税安定の責任は、基本的には国です。そして、県の責任も大きいものです。南知多町は一般会計からの法定外繰入れを続けており、滞納者への資格証明書の発行もこの3年間しておりません。その努力には敬意を表するものです。今後も必要とし、続けていきたい、このように思います。

しかし、高いことは変わりません。安倍政権は、2018年4月から国保の都道府県化をスタートさせ、その仕掛けとして、標準保険料率を水準に合わせて国保料を引き上げる、こういうことを市区町村に強要してきました。

標準保険料率は、安倍政権が導入した国保の都道府県化によってつくられたもので、市町村が保険料の値上げを抑えたり、そして独自の減免措置を実施するために行っている一般会計からの国保への繰入れを行わないようなことを前提に計算されております。安倍、菅、岸田政権は、法定外繰入れの解消を号令にかけておりますが、実際にそんなことは多くの市町村でやれるわけありません。多くの市町村では、法定外繰入れを入れて、そして愛知県でもそれをやめろということは一律には今言われておりません。それぞれこの努力を、南知多町も努力をしているわけでございます。今後も努力を続けることを必要であると、まず前提としてお願いして、問題点を指摘します。

しかし、この決算については、一方で国民健康保険税を決める上での民主主義的運用が徹底されていない、こういう決算であるということが問題であります。行政審議会の基本は、町民の声をいかに透明性、公平性、公正性をもって行政に取り入れるか、そのための条件整備のために必要なお金を使うことでもあります。

令和3年度も国民健康保険運営協議会には、条例2条で公益を代表するという委員を、5人全てを議員に参加させました。これは全くおかしいことでもあります。公益を代表する方は議員以外にまだまだ多くおります。他市町ではあり得ません。議員は、議会というチェック機関で仕事をするために報酬を得ております。さらに、1回につき6,300円ずつも税金の二重支出を町長は3年度も続けさせました。町民は全く納得できないはず

です。

本来は、様々な審議会は公募制度を全ての審議会に取り入れ、町民の声を広く聞き、今度の国民健康保険税のあり方を考える組織にすべきなのです。公募制度もなく、最近では公募制度がつくられてきましたが、遅れた審議会、民主主義を、審議会制度を続けているのは、知多半島の市町では南知多のみです。遅れた民主主義の町と言われても仕方ありません。

大府市では、次のようにホームページで公募委員の募集をしております。審議会とは、地方自治法138条の4、3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として設置される機関及びこれに準ずるものをいいます。市政に対する市民参加を促進することで開かれた市政が実現すること目的としています。公募委員を選任することで市民の意見を反映した行政運営を行ったり、市民の知る権利を尊重し、開かれた市政の運営を推進するために、会議は原則公開としております。

協議会委員の数を確保したいから議員に頼るのは、市民参加が基本であるはずの民主主義をゆがめています。また、議会制民主主義もゆがめております。議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担う者として、同じく住民から直接選挙された町と相互に牽制し合うことにより地方自治を適正に運営することとされております。委嘱責任である町長は直ちに改善すべきです。一部の議員と町長との税の談合とも受け取れかねない議会委員への1回6,300円の報酬を支出した国民健康保険特別会計決算を町民は認めません。

来期、石黒町長は選挙に出馬するとの公約もしているようでございます。この制度運用の改善を強く求め、反対いたします。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論も終了します。

これより認定議案第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第3 認定議案第3号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、認定議案第3号 令和3年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険料収入の還付未済の内訳は何か。答弁としまして、死亡30人、住民税申告による所得の確定が2人です。

次の質疑としまして、保険料還付金の人数と理由は何か。答弁としまして、死亡12人、重複納付が1人です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第4 認定議案第4号 令和3年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第4、認定議案第4号 令和3年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（片山陽市君）**

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護保険料の現年度分の収入未済の人数と理由は何か。答弁としまして、滞納者20人で、生活困窮など滞納者の諸事情によるものです。

次の質疑としまして、介護保険料の不納欠損処分的人数と時効延長をしているか。答弁としまして、対象者は12人で、納付誓約書の提出により時効を更新し、分割など計画的な納付をお願いしています。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から、反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

それでは、認定議案第4号 令和3年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

介護保険運営協議会は、先ほどの国民健康保険運営協議会と同じように、町会議員の委員の報酬支出が6,300円あります。二元代表制に逸脱するなれ合いと談合のための町当局の支出です。

介護保険運営協議会規則上の「次に掲げる者のうちから町長は委嘱する」となっています。町長は規則上、議員委員をわざわざ選ばなくても問題ないはずであります。協議会への本来の委員選出は、さきに国保会計でも述べたとおり、税金の基本方針を議員以外の町民から積極的な意見を聞く場にすべきであります。知多半島で南知多のみ遅れた町会議員の介護保険運営協議会審議委員会委員としての税金の1回当たり6,300円は、町民はこれは認められません。

2点目の問題として、介護保険料の引下げの努力はされていないということも問題であります。介護保険の介護給付費準備基金の積立金は、令和2年度末には1億9,563万円でした。令和3年度末には、この資料によりますと2億990万2,000円となっております。令和3年度単体でも、介護保険給付費準備基金積立ては4,915万7,000円となっております。

今後の運営に一定の余力は残すべきではありますが、基本的に徴収した介護保険料は、その3年間の時期に対応し、保険料を下げる必要があります。しかし、その具体的な努力が見られません。既に第8期介護保険料のときにも、1億9,563万円の基金があったものを1億2,030万円しか投入しませんでした。そのため、8期介護保険料は、策定では基準額が5,000円になりました。

保険料は、基本は余すことなく、その時期に使いこなすことが基本です。保険料を払ってみえる保険者は、3年間のうちに亡くなる方も見えるわけですから、その3年間の保険者に返すことが基本です。既に全てを投入した場合、5,000円ではなく、4,680円にできることも介護保険審議会の中でも明らかになってきております。5,000円の介護保険基準額は、基金の積み上げ額を見て、毎年でも柔軟に引き下げることが必要です。それをしないで基金を積み上げるだけの決算は問題であります。反対です。

以上、2点から、令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、これも石黒町長の来期町長選挙出馬での公約の運用改善を要求しつつ、反対するものであります。

○議長（石垣菊蔵君）

次に、賛成の討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第4号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第5 認定議案第5号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算認定**

**○議長(石垣菊蔵君)**

日程第5、認定議案第5号 令和3年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

**○総務建設委員長(山本優作君)**

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長(石垣菊蔵君)**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

**日程第6 認定議案第6号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出  
決算認定**

**○議長(石垣菊蔵君)**

日程第6、認定議案第6号 令和3年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

**○総務建設委員長(山本優作君)**

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、施設管理費において不用額の主な理由は何か。答弁としまして、半導体不足の影響により、電光掲示板(LED仕様)や料金システムの工事に必要な機器の入荷が見込めなくなったことで工事の一部を取りやめたためです。

次の質疑としまして、その残った工事の状況と予算はどうするのか。答弁としまして、今後、師崎港観光センターや新立体駐車場の整備事業により民間活力を導入したPFI事業で実施していく予定をしておりますので、予算は要りません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長(石垣菊蔵君)**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

## 日程第7 認定議案第7号 令和3年度南知多町水道事業会計決算認定

### ○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、認定議案第7号 令和3年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

### ○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました認定議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

### ○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

## 日程第8 議案第42号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例について

### ○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、議案第42号 南知多町観光施設条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

### ○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第42号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

### ○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第43号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第9、議案第43号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第43号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第44号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第10、議案第44号 南知多町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第44号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第45号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第11、議案第45号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第45号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第45号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第46号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第5号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第12、議案第46号 令和4年度南知多町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（片山陽市君）

ただいま上程されました議案第46号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について。

質疑としまして、日間賀小学校体育館に設置するスロープはどのような形状か。答弁としまして、コンクリート製によるコの字型のスロープとなります。

次の質疑としまして、福祉車両は生徒専用の使用か。答弁としまして、統合中学校に配置し、生徒の送迎以外は教職員が公用車として使用します。

次に、学校給食センター関係について。

質疑としまして、電気料及びガス代の補正額はどのように見込んだか。答弁としまして、令和4年度の予算額から4月から7月までの実績額、8月の見込額及び昨年度9月から3月までの実績額に電気料は1.46を乗じた金額、ガス代は契約単価である329円を乗じた金額を差し引いた額としました。

次に、住民福祉課関係について。

質疑としまして、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業国庫補助金の確定額は幾らか。答弁としまして、1億106万7,718円です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

次に、山本総務建設委員長。

#### ○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第46号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まちづくり推進室関係について。

質疑としまして、インスタントハウスを空き家に施工する際の耐震性やコストはどうか。答弁としまして、今回、耐震性や居住性の検証やコストの試算のために、ウレタンフォームを空き家の内側から吹きつけるこの施工で実証実験をした結果となります。

次に、企画財政課関係について。

質疑としまして、ふるさと納税事業費の会計年度任用職員報酬とは何か。答弁としま

して、新たに追加するサイトは、役場が直営で返礼事務をするために1人雇用する経費です。

次の質疑としまして、個人版ふるさと納税の歳出を約500万円、歳入を500万円見込んでおり、今後、歳出が増える見込みはあるか。答弁としまして、今回新たに追加するサイトを継続する場合、来年度以降も会計年度任用職員の経費と寄附の増加分に係る返礼品経費は必要である。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第13 議案第47号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第13、議案第47号 令和4年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（片山陽市君）**

ただいま上程されました議案第47号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について

て、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第48号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第14、議案第48号 令和4年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（片山陽市君）**

ただいま上程されました議案第48号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし

ました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第15 議案第49号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第15、議案第49号 令和4年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（片山陽市君）**

ただいま上程されました議案第49号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、国・県支出金等返還金が発生した理由は何か。答弁としまして、見込額に対して保険給付費等の実績額が少なかったためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第50号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第16、議案第50号 令和4年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長（山本優作君）

ただいま上程されました議案第50号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は10時35分といたします。

なお、ウイルス感染症対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力よろしくお願いをいたします。

[ 休憩 10時26分 ]

[ 再開 10時35分 ]

○議長(石垣菊蔵君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

---

日程第17 議案第51号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(石垣菊蔵君)

日程第17、議案第51号 令和4年度南知多町水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

○総務建設委員長(山本優作君)

ただいま上程されました議案第51号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第52号 工事請負契約の締結について（内海観光センター解体工事）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第18、議案第52号 工事請負契約の締結について（内海観光センター解体工事）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、議案第52号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

データの9ページ、提案理由の説明を御覧ください。データの9ページでございます。

1の提案の理由は、内海観光センター解体工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決が必要であるからであります。

2の工事の概要は、工事名、内海観光センター解体工事。

工事場所は、南知多町大字内海地内で、主な工事内容は、内海観光センターの解体で、解体面積1,074.1平方メートルであります。

工期は、令和5年1月20日までで、請負契約金額は5,280万円、うち取引に係る消費税、地方消費税の額は480万円であります。

請負契約者は、知多郡南知多町大字山海字高座38番地の3、株式会社石理組で、契約の方法は指名競争入札で、去る9月16日に5者により実施したものであります。

次のページには、入札の結果をつけております。入札の予定価格は税抜きで5,000万円、落札率は96.0%でございました。

なお、次のページには、位置図と平面図をつけております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

ここには予定価格は5,000万円になっていますけど、予定価格は、この指名競争入札者に対して初めから示したのか示さなかったのか、どちらでしょうか。

**○議長（石垣菊蔵君）**

企画財政課長。

**○企画財政課長（滝本 功君）**

ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

予定価格につきましては、入札をする段階で公表しておりますので、指名業者に対しましては価格をお知らせしております。以上です。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第53号 令和4年度南知多町一般会計補正予算(第6号)

##### ○議長(石垣菊蔵君)

日程第19、議案第53号 令和4年度南知多町一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

##### ○副町長(中川昌一君)

それでは、議案第53号 令和4年度南知多町一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、データ12ページ、紙では1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,373万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,964万3,000円とするものであります。

補正をお願いする内容でございます。

まず歳出から説明いたします。

少し飛びまして、データ16ページ、紙では8ページ、9ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は5,373万8,000円の増額補正であります。このうち、予防接種事業費は998万1,000円の増額補正で、高齢者インフルエンザ予防接種に係る経費を増額するものであります。

これは、インフルエンザワクチン接種を希望する65歳以上の高齢者等に対して、ワクチン接種を推進するため、県が接種に係る自己負担分を補助することとなったことに伴い、接種に要する経費のうち、自己負担なしとするための経費及び接種率の増加を見込み増額するものであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は4,375万7,000円の増額補正で、これ

は、政府が新たに決定したオミクロン株対応ワクチンの接種を実施するための経費でございます。

主な経費といたしまして、接種期間の延長や個別接種及び集団接種の実施日程の追加等に伴い、ワクチン接種従事者報償、接種業務委託料、コールセンター運營業務委託料、及び集団接種会場運營業務委託料などの経費を増額するものであります。

以上で歳出の説明は終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

戻りまして、データ15ページ、紙では6ページ、7ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は3,032万8,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業費のうち、接種当日に係る経費など、ワクチン接種の実施に係る負担金であります。

次に、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金は1,342万9,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業費のうち、ワクチン接種のために必要な体制を整備するための経費に係る補助金であります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金は598万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担相当分に対する補助金でございます。

次に、19款1項1目繰越金は400万1,000円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました高齢者インフルエンザ予防接種の町負担分の財源を繰越金で調整するものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（石垣菊蔵君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○6番（内田 保君）**

それでは、質問します。

まず、コールセンター運營業務委託料が1,223万8,000円となっております。これは、

追加だというような今説明がありましたけれど、いわゆる人件費が何人分で、単価は幾らで計算して、そして事務費はどれだけになっているのか。これを、詳しいところをちょっと教えてください。

それから、2つ目ですが、自動車・船舶借上料というものも、これも少し載っているわけですが、これは自動車は19万2,000円ですか、船の借上料が38万5,000円と、これは主にどういうときに使うのか教えていただきたいと思います。

○議長（石垣菊蔵君）

答弁をお願いします。

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

ただいまの内田議員の御質問にお答えいたします。

コールセンターの費用ですが、まず人件費、これ延べ人数になりますけど、1人1万6,000円の延べ472日間で積算しております。

続いて自動車の借上料ですが、まずレンタカーをこのコロナワクチンの事業において借りております。それは、各病院等の連絡調整用とか、ワクチンの、業者も頼んで配送してはおるんですけど、職員でも配送するために借り上げております。

船につきましては、両島へワクチンを接種に職員等が渡ります。そのときに海上タクシーを借り上げて渡っておりますので、その金額となります。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石垣菊蔵君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

自動車については、恐らく業者の皆さんも多分自動車を持ってみえるし、これ1台だけ別に借り上げるということは、使わないときもあるということでしょうか。もし使わなかったら、それは返却するだとかという、それはできないかもしれませんが、使わないときもあるということも想定されているということでしょうか。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（相川和英君）

車の借り上げにつきましては、先ほど部長が答弁したとおり、ワクチンの接種、それ

から職員の海上等への移動等に活用しておりますが、やはり全日、全て使っているというわけではございませんけれども、やはり緊急にワクチンの運搬、あるいは病院対応等もございますので、やはり1台確保しておきたいということでございます。

また、契約については長期で契約しておりますので、その間返却するということができないものとなっております。以上です。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第20 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第20、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

片山文教厚生委員長。

**○文教厚生委員長（片山陽市君）**

ただいま上程されました請願第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対して、各委員に意見を求めました。

意見としまして、少人数学級は、地域、保護者からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができ、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠であるとの意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

**○議長（石垣菊蔵君）**

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

---

**日程第21 請願第4号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める請願**

**○議長（石垣菊蔵君）**

日程第21、請願第4号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山本総務建設委員長。

**○総務建設委員長（山本優作君）**

ただいま上程されました請願の件について、御報告申し上げます。

本委員会におきまして、本請願を審査した結果、本委員会において質疑等を行いました。主な意見もなく、不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から、賛成討論の通告があります。

討論の発言を許します。

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、請願に対する賛成討論を行います。

請願第4号 南知多町の町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める請願に対する、町議会議員の立場からも、積極的賛成の討論をいたします。

選挙公報がないのは知多半島5市5町で南知多町だけです。選挙における民主主義は約50年遅れた町という汚名をこれから改善していきましょう。

知多半島の南知多町以外の市町では、昭和29年、大府市、昭和48年、東海市、昭和50年、知多市、常滑市、昭和57年、半田市、昭和60年、美浜町、平成12年、武豊町、平成14年、阿久比町、東浦町と選挙公報条例の制定を行い、選挙公報を発行してきております。しかし、南知多町では、昨年6月議会でも選挙公報条例の制定を求める請願が出されたものの不採択となり、いまだに知多半島唯一選挙公報のない町となっております。

そもそも、選挙公報がなぜ必要なのでしょうか。

南知多町に転居してきたときに、町長選・町議選が行われたが、誰が立候補していて、政権、公約、経歴などはどんな内容なのかさっぱり分からなかった。選挙公報があれば一目で候補者の比較ができ、1人を選びやすいのに、インターネットの選挙公報提供もあれば若者は見ると思うなど住民の声があります。

町長は、これまでの議会でも、広報は有権者が各候補者の氏名、経歴、政権を知る有効な手段の一つであり、検討していきたいと答弁し、町当局も、公報は候補者の施策を公平に比較できる、選挙への関心を高めるものだ、条例の整備に今後協議・検討していきたいと発行に前向きな考えを示しておりました。

しかし、議員懇談会で、選挙公報はお金がかかる、南知多町は地域の代表の選出だから必要ない、万が一でも島に配付されないときがあれば不公平だから必要ないなど、こじつけとも思われる意見が出され、選挙管理委員会も町当局もいまだに条例提案さえしないが続いております。

南知多町は2つの島を抱えています。町当局、選挙管理委員会、議会として、公報の必要性に鑑み、実施の方策、選管へのホームページの選挙公報掲載など考えていくことが必要に考えます。

選挙は民主主義の根幹です。南知多町だけできないわけはございません。全ての議員の皆さん、この請願に賛成し、選挙公報が発行できるよう、議会で選挙公報発行に関する条例、規定をぜひ設置していこうではありませんか。

昨年9月の衆議院国政選挙で選挙公報が各世帯に配付されました。決算によると、町選挙管理委員会が南知多町の全ての有権者に配付するためにシルバー人材センターとタウンメールを利用し、約66万円かかっていました。町の選挙では印刷代と紙代が加わりますので、4年に1度、約100万円程度でできると思われま。

今年8月の総合評価委員会の中でも、まとめの会議で、町民から選挙公報の配付を求める意見が出されております。町長・議員に立候補するときには、それぞれ南知多町をどんな町にしたいのか、政策や公約を掲げて立候補するはず。それを町民の皆さんに知っていただき、投票してもらうことが公正明らかな選挙と言えるのではないのでしょうか。

町民の立場に立ち、議員の皆さんには、ぜひ南知多町の民主主義を前進させるためにお願いするものです。請願に賛成して、終わります。

#### ○議長（石垣菊蔵君）

次に、反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終了します。

これより請願第4号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

---

日程第22 発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の  
堅持及び拡充を求める意見書

○議長（石垣菊蔵君）

日程第22、発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の  
堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、片山陽市議員。

○4番（片山陽市君）

発議第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡  
充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子どもたちの健全育成と様々な教育課題の克服のため、定  
数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願が  
採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であり  
ます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより発議第2号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第23 発議第3号 公共施設のあり方に係る特別委員会の設置について

○議長（石垣菊蔵君）

日程第23、発議第3号 公共施設のあり方に係る特別委員会の設置についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、藤井満久議員。

○9番（藤井満久君）

発議第3号 公共施設のあり方に係る特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

南知多町議会に特別委員会を設置するため、南知多町議会委員会に関する条例第4条及び南知多町議会の会議に関する規則第13条の規定により提出するものであります。

提出者は、私、藤井満久はじめ議員全員であります。

提案理由いたしまして、人口減少、少子高齢化が進む南知多町において、将来を見通した最適な施設配置及び効率的かつ効果的な維持管理を実現するため、本議会においても調査・研究し、関係機関に提言する必要があるからである。

特別委員会の設置について。

特別委員会の名称は、公共施設のあり方に係る特別委員会。

特別委員会の設置目的は、将来を見通した最適な施設配置及び効率的かつ効果的な維持管理のための調査・研究と関係機関への提言を行うことにより最適化を図る。

なお、本委員会はその目的達成のため、議会閉会中も継続して調査・研究を行うものとする。

特別委員会の議員定数は12名。

以上のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

これより発議第3号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました公共施設のあり方に係る特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名をいたします。

本特別委員会委員に議員全員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議員全員を公共施設のあり方に係る特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

議員は委員会室へお集まりください。なお、再開は後ほど連絡をさせていただきます。

[ 休憩 11時01分 ]

[ 再開 11時07分 ]

#### ○議長(石垣菊蔵君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

休憩中に特別委員会の正・副委員長の互選が行われましたので報告をいたします。

公共施設のあり方に係る特別委員会委員長に4番、片山陽市議員、副委員長に2番、山本優作議員が選出されましたので、これを御了承願います。

---

#### 日程第24 閉会中の継続審査(調査)について

#### ○議長(石垣菊蔵君)

日程第24、閉会中の継続審査(調査)についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

---

**○議長（石垣菊蔵君）**

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年第6回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

〔 閉会 11時08分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 石 垣 菊 蔵

副 議 長 鈴 木 浩 二

仮 議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 森 宏 子

署 名 議 員 山 本 優 作